

厚生労働科学研究補助金（長寿科学総合研究事業）

分担研究報告書

通所介護および認知症対応型共同生活介護事業所における軽度認知症ケアに関する調査

分担研究者 下垣 光（日本社会事業大学助教授）

研究協力者 佐々木心彩（財団法人長寿科学振興財団リサーチレジデント）

蝦名直美（日本大学大学院文学研究科）

研究要旨：本研究では、軽度認知症高齢者の介護予防のための適切なサービスモデル開発のための基礎資料とすることを目的として調査を行なった。対象は全国の通所介護事業所および認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所それぞれ 2500 か所であり、通所介護事業所 625 か所、グループホーム 915 か所から調査票が回収された。調査内容は事業所のサービス実態や軽度認知症高齢者数の分布を把握するものであった。

調査の結果、それぞれの事業所の特徴の把握ができ、通所介護事業所利用者の約 4 分の 1、グループホームにおいては入居者の多くが軽度認知症高齢者であるということが明らかとなった。これらの対象者に対する事業所における具体的なサービス内容や対応方法を分析することは、新たなサービスモデル構築のための基礎資料になると考えられる。

A. 研究目的

「2015 年の高齢者介護」においては、「高齢者の尊厳を支えるケアの確立」が目標として掲げられ、新しいケアモデルの確立、具体的には認知症高齢者ケアの普遍化が強調されている。現実には 2002 年現在、要介護（要支援）認定者の約半数（47.5%）は、何らかの介護・支援を必要とする認知症症状がある高齢者（認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱ以上）であり、その約半数（49.0%）は居宅で介護を受けながら生活している。

平成 17 年度の介護保険制度の見直しにおいては、認知症高齢者を対象とした小規模多機能などの新規サービスや廃用性機能低下が生じている要支援・軽度要介護者への新予防給付などが検討されてきた。そして、平成 18 年度の介護保険制度改正の中で、介護予防と認知症高齢者介護がサービスの柱として位置づけられた。

認知症高齢者介護において、軽度の段階から適切な介護サービス等を利用し、自立度を低下させないことは、要介護度の悪化を緩和するとともに QOL 維持のために不可欠なことである。こうした観点からも、改正後の介護保険制度において、軽度の認知症を対象とした認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護にも介護予防サービスが適用されている。また、従来の通所介護サービス利用者でも介護予防通所介護の対象となる者が数多く存在することも想定されるが、介護予防を念頭に置いた軽度認知症高齢者への適切なサービスモデルは明確になされていない。

そこで本研究では、通所介護（デイサービス）事業所および認知症対応型共同生活介護（グループホーム）事業所におけるサービスの実態とともに、サービス利用者に含まれる軽度認知症高齢者人数分布などを把握することによって、軽度認知症高齢者を対象とした介護予防サー

ビスモデル開発のための基礎資料とすることを目的とした。

B. 研究方法

(1) 調査対象

調査対象事業所は、WAM ネット（独立行政法人 福祉医療機構の運営する福祉・保健・医療の総合情報インターネットサイト）に登録されている全国の通所介護事業所および認知症対応型共同生活介護事業所からランダムサンプリングによって、それぞれ 2,500 か所を抽出した。

(2) 調査内容

1) 通所介護事業所調査

通所介護事業所向け調査票は、①事業の基本情報、②平成 18 年 1 月（または平成 17 年 12 月）の実績を記入する項目、③認知症介護・軽度認知症介護に関する現状を把握するとともにそれに対する意見を尋ねる項目、④特定の調査日（平成 18 年 2 月 20 日～3 月 3 日の月～金曜日のうち 1 日）について、その日の事業所の利用状況を問う項目によって構成された。

2) 認知症対応型共同生活介護事業所調査

認知症対応型共同生活介護事業所向け調査票は、①事業の基本情報、②認知症介護・軽度認知症介護に関する意見を尋ねる項目、③特定の調査日（平成 18 年 2 月 20 日から 3 月 3 日の月～金曜日のうち 1 日）について、その日の事業所の利用状況を問う項目によって構成された。

(3) 手続き

調査対象事業所に対し事業所調査票を郵送

にて配布し、事業所の管理者を通じて「事業所全体の状況を把握している者」に回答を依頼した。配布した調査票は回答後、受取人払いの返信用封筒にて郵送によって回収した。

C. 研究結果

I. 通所介護事業所について

調査票を配布した 2,500 か所の通所介護事業所のうち 625 事業所から調査票が回収された（回収率 25.0%）。その結果について、調査票の質問項目にしたがって以下に述べる。

1. 事業所の概要について

(1) 事業所の法人形態

事業所の法人形態については 625 事業所のうち 605 事業所から有効な回答が得られ、その内訳は社会福祉法人（社会福祉法人以外）が 254 事業所（42.0%）、社会福祉協議会が 196 事業所（32.4%）、医療法人が 33 事業所（5.5%）、民法法人が 2 事業所（0.3%）、営利法人が 73 事業所（12.2%）、特別非営利活動法人が 13 事業所（2.1%）、農協・生協が 4 事業所（0.7%）、地方公共団体が 11 事業所（1.8%）、その他が 19 事業所（3.1%）であり、全通所介護事業所の 4 分の 3 は社会福祉法人または社会福祉協議会によって運営される事業所であった（図 1）。

(2) 実施している通所介護事業の形態・単位

1) 同一敷地内で実施している単位数

同一敷地内で実施している事業所の単位数について、625 事業所のうち 491 事業所から有効な回答が得られ、同一敷地内での「実施なし」が 7 事業所（1.4%）、1 単位が 310 事業所（63.1%）、2 単位が 63 事業所（12.8%）、3 単

位が 40 事業所 (8.2%)、4 単位が 41 事業所 (8.4%)、5 単位が 12 事業所 (2.4%)、6 単位が 5 事業所 (1.0%)、7 単位が 5 事業所 (1.0%)、8 単位が 4 事業所 (0.8%)、10 単位が 4 事業所 (0.8%) であり、多くの通所介護事業所が併設の事業所を持たない単独の事業所であった (表 1、図 2)。

2) 指定を受けている類型

実施している事業に関して指定を受けている類型について 625 事業所のうち 609 事業所から有効な回答が得られた。複数の指定を受けている事業所を含めて、認知症専用単独型の指定を受けている事業所が 36 か所 (5.9%)、認知症専用併設の指定を受けている事業所が 30 か所 (4.9%)、一般単独の指定を受けている事業所が 380 か所 (62.4%)、一般併設型の指定を受けている事業所が 191 か所 (31.4%) であり、単独型・併設型をあわせた場合でも認知症専用の指定を受けている事業所は全体の約 1 割程度であり、大多数が一般型の指定を受けている事業所であった (表 2、図 3)。

(3) 併設している介護保険事業の実施状況

通所介護以外に指定を受けている介護保険事業の実施状況について 625 事業所のうち 609 事業所から有効な回答が得られた。回答には複数の指定を受けている事業所を含んでおり、併設の施設サービスでは介護老人福祉施設の指定を受けている事業所が 151 か所 (24.8%)、介護老人保健施設の指定を受けている事業所が 6 か所 (1.0%)、介護療養型医療施設の指定を受けている事業所が 9 か所 (1.5%)、その他病院診療所の指定を受けている事業所が 12 か所 (1.0%) であった。また、居宅サービスでは訪問介護の指定を受けてい

る事業所が 266 か所 (43.7%)、訪問入浴介護の指定を受けている事業所は 88 か所 (14.5%)、訪問看護の指定を受けている事業所は 28 か所 (4.5%)、訪問リハビリの指定を受けている事業所は 6 か所 (1.0%)、通所リハビリの指定を受けている事業所は 14 か所 (2.3%) であった。

さらに、併設で短期入所生活介護の指定を受けている事業所は 145 か所 (23.8%)、短期入所療養介護の指定を受けている事業所は 10 か所 (1.6%)、認知症対応型共同生活介護との併設の指定を受けている事業所は 58 か所 (9.5%)、特定施設入所者生活介護の指定を受けている事業所は 11 か所 (1.8%) であった。また、福祉用具貸与の居宅サービス併設の指定を受けている事業所は 34 か所 (5.6%)、居宅療養管理指導の指定を受けている事業所は 5 か所 (0.8%)、居宅介護支援の指定を受けている事業所は 350 か所 (57.5%) であった。他に併設する事業所のない通所介護単独の事業所は 82 か所 (13.5%) であり、多くの事業所が通所介護以外の介護保険事業を併設していた。併設している事業所の約 3 割弱が施設サービスとの併設の指定を受けており、半数以上の事業所が居宅介護支援事業を併設しており、次いで訪問介護や短期入所生活介護併設の事業所の割合も高かった (表 3、図 4)。

(4) 建物の特徴

事業所の建物の特徴については 625 事業所のうち、591 事業所から有効な回答が得られた。「民家、一般住宅などの小規模な建物」を利用している事業所が 78 か所 (13.2%)、「老人福祉施設等、福祉施設の一部・一角」を利用している事業所が 387 か所 (65.6%)、「保育所、学校など、他の施設を改造・改築して専用利用」の事業所が 31 か所 (5.3%)、「その他」の建物

を利用している事業所が 95 か所 (16.1%) であった。多くの事業所が福祉施設の一部を利用して事業を運営しているという結果であった (表 4、図 5)。

(5) 事業所の広さ

事業所の広さについては 635 事業所のうち、437 事業所から有効な回答が得られた。広さの平均値は 613.47 m² (SD:1039.34) で、中央値は 313.70 m² であった。事業所の広さを表 5 に示す 10 の区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した。「50 m²未満」が 13 事業所 (3.0%)、「50 m²以上 100 m²未満」が 36 事業所 (8.2%)、「100 m²以上 200 m²未満」が 107 事業所 (24.5%)、「200 m²以上 300 m²未満」が 48 事業所 (11.0%)、「300 m²以上 400 m²未満」が 60 事業所 (13.7%)、「400 m²以上 500 m²未満」が 47 事業所 (10.8%)、「500 m²以上 700 m²未満」が 42 事業所 (9.6%)、「700 m²以上 1000 m²未満」が 32 事業所 (7.3%)、「1000 m²以上 1500 m²未満」が 15 事業所 (3.4%)、「1500 m²以上」が 37 事業所 (8.5%) であった (表 5、図 6)。

2. 1 か月間のサービス提供実績について

平成 18 年 1 月または平成 17 年 12 月の 1 か月間のサービス利用実績について回答を求めた。

(1) 1 日の利用定員

1 日の利用定員については 625 事業所のうち 601 事業所から有効な回答が得られた。1 日の利用定員の平均値は 25.2 人 (SD:12.1) で、中央値は 25 人であった。1 日の利用定員を表 6 に示す 6 カテゴリーに分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した。「10 人以下」が 95 事業所 (15.8%)、「11~20 人」が

131 事業所 (21.8%)、「21~30 人」が 236 事業所 (39.3%)、「31~40 人」が 103 事業所 (17.1%)、「41~50 人」が 26 事業所 (4.3%)、「51 人以上」が 10 事業所 (1.7%) であった (表 6、図 7)。1 日の利用定員は多くの事業所で 25 人前後であった。

(2) 1 か月の利用登録者数

1 か月の利用登録者数については 625 事業所のうち 592 事業所から有効な回答が得られた。1 か月の利用登録者数の平均値は 82.2 人 (SD:98.8) で、中央値は 65 人であった。1 か月の利用登録者数を表 7 に示す 19 の区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した。「10 人以下」が 20 事業所 (3.4%)、「11~20 人」が 51 事業所 (8.6%)、「21~30 人」が 45 事業所 (7.6%)、「31~40 人」が 43 事業所 (7.3%)、「41~50 人」が 48 事業所 (8.1%)、「51~60 人」が 60 事業所 (10.1%)、「61~70 人」が 63 事業所 (10.6%)、「71~80 人」が 40 事業所 (6.8%)、「81~90 人」が 48 事業所 (8.1%)、「91~100 人」が 39 事業所 (6.6%)、「101~110 人」が 39 事業所 (6.6%)、「111~120 人」が 21 事業所 (3.6%)、「121~130 人」が 11 事業所 (1.9%)、「131~140 人」が 15 事業所 (2.5%)、「141~150 人」が 13 事業所 (2.2%)、「151~200 人」が 13 事業所 (2.2%)、「201~300 人」が 6 事業所 (1.0%)、「301~500 人」が 7 事業所 (1.2%)、「501 人以上」が 10 事業所 (1.7%) であった (表 7、図 8)。

(3) 利用登録者の要介護度と日常生活自立度

1) 要介護度別人数

利用登録者の要支援・要介護度別の人数について、625 事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用登録者数の平均値および中央

値は、要支援では 577 事業所、平均値 13.5 人 (SD:21.8)、中央値 8 人であった。要介護 1 では 584 事業所、平均値 29.7 人 (SD:33.3)、中央値 24 人であった。要介護 2 では 579 事業所、平均値 13.9 人 (SD:19.1)、中央値 10 人であった。要介護 3 では 570 事業所、平均値 10.0 人 (SD:15.5)、中央値 7 人であった。要介護 4 では 555 事業所、平均値 6.8 人 (SD:10.9)、中央値 5 人であった。要介護 5 では 506 事業所、平均値 4.4 人 (SD:9.6)、中央値 2 人であった。

利用登録者数の要支援・要介護度別の人数を表 8 に示す 12 の人数区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した (表 8)。

2) 要支援・要介護 1 の登録者の認知症自立度

利用登録者のうち要支援または要介護 1 に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数について、625 事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用登録者数の平均値および中央値は、認知症ではない者では 485 事業所、平均値 21.6 人 (SD:20.4)、中央値 16 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 I に相当する者では 464 事業所、平均値 9.1 人 (SD:8.3)、中央値 7 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 II に相当する者では 422 事業所、平均値 6.2 人 (SD:5.7)、中央値 5 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 III 以上に相当する者では 352 事業所、平均値 1.6 人 (SD:2.9)、中央値 1 人であった。

利用登録者のうち要支援または要介護 1 に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数を表 9 に示す 12 の人数区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した (表 9)。

3) 要介護 2 以上の登録者の認知症自立度

利用登録者のうち要介護 2 以上に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数について、625 事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用登録者数の平均値および中央値は、認知症ではない者では 468 事業所、平均値 8.7 人 (SD:24.2)、中央値 5 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 I に相当する者では 433 事業所、平均値 6.2 人 (SD:6.6)、中央値 4 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 II に相当する者では 467 事業所、平均値 7.2 人 (SD:6.1)、中央値 6 人であった。認知症高齢者の日常生活自立度 III 以上に相当する者では 438 事業所、平均値 7.4 人 (SD:7.3)、中央値 5 人であった。

利用登録者のうち要介護 2 以上に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数を表 10 に示す 12 の人数区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した (表 10)。

4) 利用登録者に対する軽度認知症高齢者の割合

利用登録者に対する軽度認知症高齢者(要介護認定において要支援または要介護 1 の者で、さらに認知症高齢者の日常生活判定基準において I または II に相当する者)の割合について検討した。625 事業所のうち、1 か月の利用登録者数への回答が得られている事業者の中で、さらに要介護度別の人数合計と認知症高齢者の日常生活自立度別の人数合計が一致している 221 事業所を分析対象とした。

まず、221 事業所の利用登録者の中で、要支援・要介護 1 の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度 I に相当する者の割合の平均値は

12.9% (SD:8.8)であった。利用登録者の中で、要支援・要介護1の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに相当する者の割合の平均値は9.2% (SD:8.1)であった。さらに、利用登録者の中で、要支援・要介護1の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度ⅠまたはⅡに相当する者の割合の平均値は22.1% (SD:12.9)であった。

利用登録者の中で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰに相当する者の割合を10%ずつに区分し、それぞれの区分に分類される事業所数と分析対象221事業所に対する割合を表11および図9に示した。同様に、利用登録者の中で認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに相当する者の割合を10%ずつに区分し、それぞれに当てはまる事業所数と分析対象の221事業所に対する割合を表12および図10に示した。さらに、日常生活自立度ⅠまたはⅡに相当する者の合計の利用登録者に対する割合を10%ずつに区分し、それぞれに当てはまる事業所数と分析対象の221事業所に対する割合を表13および図11に示した。

221事業所の利用登録者の中で、要介護認定において要支援または要介護1に認定されており、さらに認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰに相当する者の割合の平均値は25.4% (SD:16.0)であった。同様に、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに相当する者の割合の平均値は18.7% (SD:16.4)であった。要支援・要介護1の利用者で、認知症高齢者の日常生活自立度ⅠまたはⅡの者の割合の平均値は44.1% (SD:22.2)であった。

要支援・要介護1の利用者に対する認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ、Ⅱ、ⅠまたはⅡの割合を10%ずつに区分し、3分類ともそれぞれの区分に当てはまる事業所数と分析対象221事

業所に対する割合を表14~16、図12~14に示した。

これらの結果から、全利用登録者に対する軽度認知症高齢者の割合は約3割以下程度であり、要支援・要介護1の利用者に対する軽度認知症高齢者の割合は4~5割程度を中心とした分布であることが示された。

5)利用登録者数の要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度別の1事業所あたりの平均人数

前節の利用登録者に対する軽度認知症高齢者の割合の分析対象者と同じ221事業所を分析対象とした。1事業所あたりの要支援・要介護度別人数の平均値と、要支援・要介護1に該当する利用者の中での日常生活自立度判定基準別の人数の平均値を算出した。同様に、要介護2以上に該当する利用者の中での日常生活自立度判定基準別の人数の平均値を算出した(表17、図15)。1事業所あたりの要支援・要介護度別人数は、要支援で12.2人 (SD:12.7)人、要介護1で28.7 (SD:16.4)、要介護2で12.8人 (SD:8.1)、要介護3で8.9人 (SD:6.2)、要介護4で6.1人 (SD:4.9)、要介護5で3.3人 (SD:4.1)であった。認知症高齢者の日常生活自立度判定基準別の人数では、要支援・要介護1で非認知症の者は22.4人 (SD:18.5)、認知症自立度Ⅰの者は10.5人 (SD:9.4)、認知症自立度Ⅱの者は6.6人 (SD:6.1)、認知症自立度Ⅲ以上の者は1.4人 (SD:2.1)であった。要介護2以上で非認知症の者は7.9人 (SD:9.2)、認知症自立度Ⅰの者は6.6人 (SD:6.5)、認知症自立度Ⅱの者は8.2人 (SD:6.6)、認知症自立度Ⅲ以上の者は8.3人 (SD:7.3)であった。

要支援・要介護度別、および認知症高齢者の

日常生活自立度判定基準別の 1 事業所あたりの利用者数の平均値から、1 事業所あたり利用者 71.9 人のうち 17.1 人 (23.8%)、つまり利用者の約 4 分の 1 が要支援・要介護 1 で認知症自立度ⅠまたはⅡである軽度認知症高齢者であるということが示された。

(4) 1 か月の延べ利用者数

1 か月の延べ利用者数について 625 事業のうち 562 事業所から有効な回答が得られた。1 か月の延べ利用者数の平均値は 402.5 人 (SD:237.2) で、中央値は 364 人であった。1 か月の延べ利用者数を表 18 に示す 11 の人数区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した。「30 人以下」が 14 事業所 (2.5%)、「31~50 人」が 7 事業所 (1.3%)、「51~100 人」が 26 事業所 (4.6%)、「101~200 人」が 70 事業所 (12.5%)、「201~300 人」が 80 事業所 (14.2%)、「301~400 人」が 120 事業所 (21.4%)、「401~500 人」が 80 事業所 (14.2%)、「501~600 人」が 59 事業所 (10.5%)、「601~700 人」が 44 事業所 (7.8%)、「701~1000 人」が 51 事業所 (9.1%)、「1001 人~」が 11 事業所 (2.0%) であった (表 18、図 16)。1 か月の延べ利用者数は多くの事業所において 300 人前後であることが示された。

(5) 利用者の居住エリア

利用者の居住エリアについては、「概ね市区町村の一定の地域 (集落、小学校区、中学校区等)」、「市区町村全域にまたがる」、「市区町村を越えて利用」という 3 つの分類の中から最も近いもの 1 つの選択を求めた。625 事業所のうち 568 事業所から有効な回答が得られ、利用者が「概ね市区町村の一定の地域」に居住しているという事業所が 232 か所 (40.8%)、利用

者の居住エリアが「市区町村全域にまたがる」という事業所が 283 か所 (49.8%)、利用者は「市区町村を越えて利用」しているという事業所が 53 か所 (9.3%) であり、約半数の事業所の利用者は市区町村全域にまたがる地域に居住しているということが示された (図 17)。

(6) 1 か月のサービス実施日数

1) サービス実施日数

1 か月の通所介護サービス実施日数については 625 事業所のうち 587 事業所から有効な回答が得られ、1 か月のサービス実施日数の平均値は 23.2 日 (SD:5.0)、中央値は 24 日であった。また、実施日数についての事業所数をみると、1 か月のうち 24 日実施している事業所が 137 か所 (23.3%) で最も多く、次いで 20 日が 61 か所 (10.4%)、23 日が 58 か所 (9.9%)、26 日が 53 か所 (9.0%)、19 日が 50 か所 (8.5%) であった (表 19、図 18)。1 か月あたり 19 日から 26 日程度、つまり 1 週間あたりでは 5、6 日程度サービスを実施している事業所が多数であることが示された。また、約 1 割程度の事業所は毎日サービスの実施があるということが示された。

2) 提供曜日

サービスの提供が行なわれている曜日について、毎週実施されている曜日または月 1 回以上実施されている曜日の回答を求めた。625 事業所のうち 608 事業所から有効な回答が得られ、月曜日から日曜日のいずれの曜日においても毎週実施しているという事業所はごく少数であった。一方で平日 (月曜日から金曜日) については、ほとんどの事業所で月 1 回以上サービスが実施されており、土曜日は約 7 割の事業所でサービスが実施されているという

ことが示された。日曜日については、多くの事業所でサービスの実施が行なわれていないということが示された（表 20、図 19）。

（7）1日のサービス提供時間

1日のサービス地峡時間については、「2～3時間未満」、「3～4時間未満」、「4～6時間未満」、「6～8時間未満」、「8時間以上」から最も算定が多い時間に回答を求めた。625事業所のうち607事業所から有効な回答が得られ、全体の3分の2の事業所で「6～8時間未満」のサービス提供時間、3分の1の事業所で「4～6時間未満」のサービス提供時間であるということが示された（表 21、図 20）。

（8）サービス提供時間帯

開始時間について625事業所のうち602事業所から有効な回答が得られ、表 21 に示す6つの時間区分に分けると、開始時間が「8:00～8:30」の事業所は6か所（1.0%）、「～9:00」は44か所（7.3%）、「～9:30」は166か所（27.6%）、「～10:00」は260か所（43.2%）、「～10:30」は123か所（20.4%）、「～11:00」は3か所（0.5%）であり、9時台に開始する事業所が約7割を占めていた（表 22、図 21）。

終了時間については625事業所のうち592事業所から有効な回答が得られ、表 23 に示す時間区分に分けると、終了時間が「13:00～13:30」の事業所は1か所（0.2%）は、「～15:00」は3か所（0.5%）、「～15:30」は80か所（13.5%）、「～16:00」は136か所（23.0%）、「～16:30」は241か所（40.7%）、「～17:00」は66か所（11.2%）、「～17:30」は48か所（8.1%）、「～18:00」は12か所（2.0%）、「～18:30」は2か所（0.3%）、「～19:00」は2か所（0.3%）、「～19:30」は1か所（0.2%）であった。15:30か

ら16:30に終了する事業所が約6割を占めていた（表 23、図 22）。

また、625事業所のうち開始時間、終了時間ともに有効な回答が得られた590事業所についてのサービス実施の平均時間は394.0分（SD:56.1）、つまり約6時間30分程度であった。これらのことから、9時からの1時間に開始し、16時前後に終了する事業所が多数を占めているということが示された。

（9）現在の加算状況

実施しているデイサービスに加えて「送迎」、「入浴」、「特別入浴」、「機能訓練」を料金加算の対象としているかについて回答を求めたところ、625事業所のうち608事業所から有効な回答が得られた。「送迎」を加算の対象としている事業所は600か所（98.7%）、「入浴」を加算の対象としている事業所は591か所（97.2%）、「特別入浴」を加算の対象としている事業所は35か所（58.4%）、「機能訓練」を加算の対象としている事業所は268か所（44.2%）であった。送迎と入浴はほとんどの事業所において加算の対象としているということが示された（表 24、図 23）。

（10）機能訓練指導員について

1）専任の機能訓練指導員の配置

専任の機能訓練指導員の配置の有無について回答を求めたところ、625事業所のうち561事業所から有効な回答が得られ、配置の機能訓練指導員の配置がある事業所は229か所（40.8%）であった（図 24）。

2）機能訓練指導員の有している資格

機能訓練指導員の有している資格について、「理学療法士」、「作業療法士」、「言語療法士」、

「看護職員」、「その他」から回答を求めた。625 事業所のうち 607 事業所から有効な回答が得られ、配置されている機能訓練指導員の有している資格が「理学療法士」の事業所は 22 か所 (3.6%)、「作業療法士」の事業所は 16 か所 (2.6%)、「言語療法士」の事業所はなく、「看護職員」の事業所は 356 か所 (58.7%)、「その他」の事業所は 30 か所 (4.9%) であった。機能訓練指導員が看護職員の資格を有している事業所が約 6 割と高い割合を示していた (表 25、図 25)。

3) 専従の機能訓練指導員の配置日数

専従の機能訓練指導員を 1 週間のうち何日配置しているかについて回答を求めたところ、625 事業所のうち 278 事業所から有効な回答が得られ、配置日数の平均値は 5.1 日 (SD:1.7) であった。「0 日」の事業所は 14 か所 (5.0%)、「1 日」は 8 か所 (2.9%)、「2 日」は 5 か所 (1.8%)、「3 日」は 7 か所 (2.5%)、「4 日」は 9 か所 (3.2%)、「5 日」は 97 か所 (34.9%)、「6 日」は 98 か所 (35.3%)、「7 日」は 40 か所 (14.4%) であった (表 26、図 26)。

専従の機能訓練指導員を週に 5 日または 6 日配置している事業所で約 7 割を占め、7 日配置している事業所を含めると週に 5 日以上配置している事業所が大多数であった。

4) 機能訓練指導員の 1 日の配置時間

機能訓練指導員の 1 日あたりの平均的な配置時間については 625 事業所のうち 315 事業所から有効な回答が得られ、1 日の配置時間の平均値は 4.0 時間 (SD:2.5) であった。1 日あたり平均「0 時間」の事業所は 5 か所 (1.6%)、「1 時間」は 23 か所 (7.3%)、「2 時間」は 124 箇所 (39.4%)、「3 時間」19 か所 (6.0%)、「4

時間」は 36 か所 (11.4%)、「5 時間」は 11 か所 (3.5%)、「6 時間」は 23 か所 (7.3%)、「7 時間」は 15 か所 (4.8%)、「8 時間」は 58 か所 (18.4%)、「9 時間」は 1 か所 (0.3%) であった (表 27、図 27)。約 4 割の事業所で機能訓練指導員の配置は 1 日あたり 2 時間であった。

5) 個別の機能訓練計画を作成している利用者数

個別の機能訓練計画を作成している利用者数について回答を求めたところ、625 事業所のうち 248 事業所から有効な回答が得られ、人数の平均値は 21.5 人 (SD:43.6)、中央値は 5 人であった。表 28 に示す人数の区分で分類したところ、「0 人」の事業所が 101 か所 (40.7%)、「1~10 人」が 50 か所 (20.2%)、「11~20 人」が 27 か所 (10.9%)、「21~30 人」が 22 か所 (8.9%)、「31~40 人」が 11 か所 (4.4%)、「41~50 人」が 8 か所 (3.2%)、「51~70 人」が 9 か所 (3.6%)、「71 から 100 人」が 8 か所 (3.2%)、「101 人～」が 12 か所 (4.8%) であった (表 28、図 28)。

個別の機能訓練計画を作成している利用者数はそれほど多くなく、0 人の事業所が全体の 4 割を占めていた。

3. 認知症ケアの現状と意見

(1) 認知症高齢者への専用サービス提供体制

認知症高齢者への専用サービス提供体制について、表 29 に示す選択肢から当てはまる体制のあり方について回答を求めたところ、625 事業所のうち 608 事業所から有効な回答が得られた。そのうちの 83.1%にあたる 505 事業所において認知症高齢者と認知症ではない高齢者とを混合でサービスの提供を行なってい

るということが示された（表 29、図 29）。

（2）平成 18 年度 4 月以降の認知症高齢者向けサービス形態の予定

改正介護保険法が施行される平成 18 年 4 月以降の認知症高齢者向けサービス形態について、調査時点での予定を表 20 に示す選択肢から当てはまる体制のあり方について回答を求めたところ、625 事業所のうち 608 事業所から有効な回答が得られた。そのうち 79.4%にあたる 483 事業所において一般の通所介護事業所であるが、認知症高齢者と認知症ではない高齢者とを混合でサービス提供を行なう予定となっていた（表 30、図 30）。

（3）認知症高齢者に対するサービスの工夫

軽度、中重度を問わず、認知症の周辺症状を緩和したり、進行を穏やかにしたり、生活の自立を促進したりすると感じられるサービスや工夫等の有無について回答を求めた。319 事業所（52.5%）で認知症の重症度に関わらず、効果的なサービスの工夫がなされていることが示された。

（4）軽度認知症高齢者に対するサービスの工夫

とくに軽度の認知症症状のある利用者に対して、周辺症状を緩和したり、認知症の進行を穏やかにしたり、生活の自立を促進したりする音に効果があると感じられるサービスや工夫等の有無について回答を求めた。258 事業所（42.4%）において軽度認知症高齢者向けのサービスの工夫がなされているということが示された。

4. 調査日のサービス提供について

ここでは平成 18 年 2 月 20 日から 3 月 3 日のうち月～金曜日のいずれか 1 日を調査日として設定し、調査日当日の事業所の利用人数と利用者の要介護度別人数および認知症高齢者の日常生活自立度について回答を求めた。

（1）当日の利用人数

調査当日の利用者数について 625 事業所のうち 547 事業所から有効な回答が得られ、利用者数の平均値は 18.9 人（SD:9.2）、中央値は 18 人であった。調査当日の利用者数を表 31 に示す人数区分に分類し、それぞれに当てはまる事業所数を算出した。「10 人以下」が 121 事業所（22.1%）、「11～20 人」が 200 事業所（36.6%）、「21～30 人」が 172 事業所（31.4%）、「31～40 人」が 46 事業所（8.4%）、「41～50 人」が 7 事業所（1.3%）、「51 人以上」が 1 事業所（0.2%）であった（表 31、図 31）。

（2）当日の利用者の要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度

1) 調査当日の利用者の要介護度別人数

調査当日の利用者の要支援・要介護度別の人数について、625 事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用登録者数の平均値および中央値は、要支援では 504 事業所、平均値 2.8 人（SD:3.0）、中央値 2 人であった。要介護 1 では 545 事業所、平均値 7.5 人（SD:4.5）、中央値 7 人であった。要介護 2 では 542 事業所、平均値 3.9 人（SD:2.6）、中央値 3 人であった。要介護 3 では 513 事業所、平均値 3.0 人（SD:2.2）、中央値 3 人であった。要介護 4 では 458 事業所、平均値 2.0 人（SD:1.6）、中央値 2 人であった。要介護 5 では 397 事業所、平均値 1.2 人（SD:1.4）、中央値 1 人であった。調査当日の利用者についての要支援・要介護度別人数を表 32 に示した。

2) 要支援・要介護1の調査当日の利用者の認知症自立度

調査当日の利用者のうち要支援または要介護1に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数について、625事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用者数の平均値および中央値は、認知症ではない者では496事業所、平均値5.4人(SD:4.3)、中央値4.5人であった。認知症高齢者の日常生活自立度Iに相当する者では470事業所、平均値2.9人(SD:2.3)、中央値2人であった。認知症高齢者の日常生活自立度IIに相当する者では401事業所、平均値2.2人(SD:2.1)、中央値2人であった。認知症高齢者の日常生活自立度III以上に相当する者では322事業所、平均値0.7人(SD:1.2)、中央値0人であった。調査当日の利用者についての要支援・要介護1に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度別人数を表33に示した。

3) 要介護2以上の調査当日の利用者の認知症自立度

調査当日の利用者のうち要介護2以上に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度判定基準による分類別の人数について、625事業所のうち有効な回答が得られた事業所数と利用登録者数の平均値および中央値は、認知症ではない者では472事業所、平均値2.5人(SD:2.8)、中央値2人であった。認知症高齢者の日常生活自立度Iに相当する者では433事業所、平均値2.1人(SD:2.1)、中央値2人であった。認知症高齢者の日常生活自立度IIに相当する者では464事業所、平均値2.8人(SD:2.4)、中央値2人であった。認知症高齢者の日常生活自立度III以上に相当する者では

427事業所、平均値2.8人(SD:2.3)、中央値2人であった。調査当日の利用者について要介護2以上に該当する者の認知症高齢者の日常生活自立度別人数を表34に示した。

4) 当日利用者に対する軽度認知症高齢者の割合

調査当日の利用者に対する軽度認知症高齢者(要介護認定において要支援または要介護1の者で、さらに認知症高齢者の日常生活判定基準においてIまたはIIに相当する者)の割合について検討した。

調査当日の利用者に対する軽度認知症高齢者は625事業所のうち、当日の利用人数への回答が得られている事業所の中で、さらに要介護度別の人数合計と認知症高齢者の日常生活自立度別の人数合計が一致している191事業所を分析対象とした。

まず、191事業所の利用者の中で、要支援・要介護1の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度Iに相当する者の割合の平均値は13.8%(SD:10.2)であった。利用者の中で、要支援・要介護1の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度IIに相当する者の割合の平均値は8.7%(SD:7.5)であった。さらに、利用者の中で、要支援・要介護1の者のうち認知症高齢者の日常生活自立度IまたはIIに相当する者の割合の平均値は22.4%(SD:13.2)であった。

利用者の中で認知症高齢者の日常生活自立度Iに相当する者の割合を10%ずつに区分し、それぞれに分類される事業所数と分析対象191事業所に対する割合を表35および図32に示した。同様に、利用登録者の中で認知症高齢者の日常生活自立度IIに相当する者の割合を10%ずつに区分し、それぞれに当てはまる

事業所数と分析対象の 191 事業所に対する割合を表 36 および図 33 に示した。さらに、日常生活自立度ⅠまたはⅡに相当する者の合計の利用登録者に対する割合を 10%ずつに区分し、それぞれに当てはまる事業所数と分析対象の 191 事業所に対する割合を表 37 および図 34 に示した。

191 事業所の利用者の中で、要介護認定において要支援または要介護Ⅰに認定されており、さらに認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰに相当する者の割合の平均値は 27.6% (SD:21.0) であった。同様に、認知症高齢者の日常生活自立度Ⅱに相当する者の割合の平均値は 16.9% (SD:15.2) であった。要支援・要介護Ⅰの利用者で、認知症高齢者の日常生活自立度ⅠまたはⅡの者の割合の平均値は 44.5% (SD:23.4) であった。

要支援・要介護Ⅰの利用者に対する認知症高齢者の日常生活自立度Ⅰ、Ⅱ、ⅠまたはⅡの割合を 10%ずつに区分し、3 分類ともそれぞれの区分に当てはまる事業所数と分析対象 191 事業所に対する割合を表 38~40、図 35~37 に示した。

これらの結果から、調査当日の利用者に対する軽度認知症高齢者の割合は、利用登録者に対するものと傾向とほぼ同様で、利用者の約 3 割以下程度であり、要支援・要介護Ⅰの利用者に対する軽度認知症高齢者の割合は 4~5 割程度を中心とした分布であることが示された。

5) 調査当日利用者数の要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度別の 1 事業所あたりの平均人数

前節の利用登録者に対する軽度認知症高齢者の割合の分析対象者と同様の 191 事業所を分析対象とした。1 事業所あたりの要支援・要

介護度別人数の平均値と、要支援・要介護Ⅰの利用者の中での日常生活自立度判定基準別の人数の平均値、要介護Ⅱ以上の利用者の中での日常生活自立度判定基準別の人数の平均値をそれぞれ算出した (表 41、図 38)。1 事業所あたりの要支援・要介護度別の人数は、要支援で 3.0 人 (SD:3.2)、要介護Ⅰで 8.6 人 (SD:4.4)、要介護Ⅱで 4.2 人 (SD:2.7)、要介護Ⅲで 3.1 人 (SD:2.2)、要介護Ⅳで 1.8 人 (SD:1.6)、要介護Ⅴで 0.9 人 (SD:1.1) であった。認知症高齢者の日常生活自立度判定基準別の人数では、要支援・要介護Ⅰで非認知症の者は 6.0 人 (SD:4.3)、認知症自立度Ⅰの者は 3.0 人 (SD:2.3)、認知症自立度Ⅱの者は 1.9 人 (SD:1.9)、認知症自立度Ⅲ以上の者は 0.6 人 (SD:1.2) であった。要介護Ⅱ以上で非認知症の者は 2.4 人 (SD:2.8)、認知症自立度Ⅰの者は 2.0 人 (SD:1.8)、認知症自立度Ⅱの者は 2.7 人 (SD:2.3)、認知症自立度Ⅲ以上の者は 3.0 人 (SD:2.5) であった。

要支援または要介護度別、および認知症高齢者の日常生活自立度判定基準別の 1 事業所あたりの利用者数の平均値から、1 事業所あたり 21.6 人のうち 4.9 人 (22.7%) が要支援・要介護Ⅰで認知症自立度ⅠまたはⅡである軽度認知症高齢者であるということが示され、こちらも利用登録者に対するものとほぼ同じ傾向であることが示された。

II. 認知症対応型共同生活介護事業所について

調査票を配布した 2,500 か所の認知症対応型共同生活介護事業所のうち 915 事業所から調査票が回収された (回収率 36.6%)。その結果について、調査票の質問項目にしたがって以

下に述べる。

1. 事業所の概要について

(1) 事業所の法人形態

事業所の法人形態については 915 事業所のうち 861 事業所から有効な回答が得られた。内訳は、社会福祉法人（社会福祉協議会以外）が 221 事業所（25.7%）、社会福祉協議会が 7 事業所（0.8%）、医療法人が 197 事業所（22.9%）、民間法人が 8 事業所（0.9%）、営利法人が 277 事業所（32.2%）、特定非営利活動法人が 54 事業所（6.3%）、農協・生協が 2 事業所（0.2%）、地方公共団体が 1 事業所（0.1%）、その他が 94 事業所（10.9%）であった。認知症対応型共同生活介護事業所の約 8 割が社会福祉法人、医療法人、営利法人によって運営されていることが示された（図 39）。

(2) 併設の介護保険事業の実施状況

認知症対応型共同生活介護以外に指定を受けている介護保険事業の実施状況について、915 事業所のうち、892 事業所から有効な回答が得られた。回答には複数の指定を受けている事業所を含んでおり、併設の施設サービスでは介護老人福祉施設の指定を受けている事業所が 128 か所（14.4%）、介護老人保健施設の指定を受けている事業所が 89 か所（10.0%）、介護療養型医療施設の指定を受けている事業所が 37 か所（4.2%）、その他病院・診療所の指定を受けている事業所が 88 か所（9.9%）であった。また、居宅サービスでは訪問介護の指定を受けている事業所が 190 か所（21.3%）、訪問入浴介護の指定を受けている事業所が 37 か所（4.2%）、訪問看護の指定を受けている事業所が 76 か所（8.5%）、訪問リハビリの指定を受けている事業所は 31 か所（3.5%）、通所介

護の指定を受けている事業所は 303 事業所（34.0%）通所リハビリの指定を受けている事業所は 88 か所（9.9%）であった。

さらに、併設で短期入所生活介護の指定を受けている事業所は 114 か所（12.8%）、短期入所療養介護の指定を受けている事業所は 34 か所（3.8%）、特定施設入所者生活介護の指定を受けている事業所は 35 か所（3.9%）、また、福祉用具貸与の居宅サービス併設の指定を受けている事業所は 24 か所（2.7%）、居宅療養管理指導の指定を受けている事業所は 18 か所（2.0%）、居宅介護支援の指定を受けている事業所は 277 か所（31.1%）であった。他に併設する事業所のない認知症対応型共同生活介護単独の事業所は 309 か所（34.6%）であった（表 42、図 40）。

認知症対応型共同生活介護単独の事業所が全体の約 3 分の 1 を占め、ほぼ同様の割合で通所介護を併設した認知症対応型共同生活介護事業所であることが示された。

(3) 建物の特徴

事業所建物の特徴については、915 事業所のうち 880 事業所から有効な回答が得られた。「もともと民家、一般住宅であった建物を改造したもの」を利用している事業所が 75 か所（8.5%）、「既存の施設、病院、寮などを改造したもの」を利用している事業所が 80 か所（9.1%）、「グループホームとして新たに建築したもの（木造、民家型）」を利用している事業所が 350 か所（39.8%）、「グループホームとして新たに建築したもの（鉄筋、施設型）」を利用している事業所が 342 か所（38.9%）、「その他」の建物を利用している事業所が 33 か所（3.8%）であった。全体の約 8 割が、認知症対応型共同生活介護事業所として新たに建築

した建物を利用している事業所であるということが示された（図 41）。

（4）立地

認知症対応型共同生活介護事業所の立地している周辺環境について、住宅地や商店街からの大まかな距離によって回答を求めたところ 915 事業所のうち 880 事業所から有効な回答が得られた。「住宅や商店街の中にある」事業所が 454 か所（51.6%）、「住宅地や商店街からは、やや離れた場所にある（歩いて行ける程度）」事業所が 254 か所（28.9%）、「住宅地や商店街からは、離れた場所にある（車なら行ける程度）」の事業所が 172 か所（19.5%）であった（表 43、図 42）。

（5）利用者の居住エリア

認知症対応型共同生活介護事業所の利用者の居住エリアについて、915 事業所のうち 882 事業所から有効な回答が得られた。利用者の居住エリアに最も近いものが、「概ね市区町村の一定の地域（集落、小学校区、中学校区等）」という事業所は 183 か所（21.5%）、「市区町村全域にまたがる」という事業所は 331 か所（38.8%）、「市区町村を越えて利用」されている事業所が 339 か所（39.7%）であった（図 43）。これらのことから、認知症対応型共同生活介護事業所利用者の居住地域が比較的広域にわたっていることが多く、居住地域の事業所を利用している者は全体の約 2 割程度であるということが示された。

（6）ユニット数と定員

1) ユニット（共同住宅）数

認知症対応型共同生活介護事業所のユニット数について 915 事業所のうち 886 事業所か

ら有効な回答が得られた。1 ユニットで構成されている事業所が 412 か所（46.5%）、2 ユニットの事業所が 415 か所（46.8%）、3 ユニットの事業所が 58 か所（6.5%）、4 ユニットの事業所が 1 か所（0.1%）であった（図 44）。1 事業所あたりのユニット数の平均値は 1.6 ユニット（SD:0.61）であった。これらのことから、単独のユニットまたは二つのユニットによって構成されている事業所が大多数を占めていることが示された。

2) 定員数

認知症対応型共同生活介護事業所を構成するそれぞれのユニットの定員数について 915 事業所のうち 833 事業所から有効な回答が得られ、ユニット数では 1381 ユニットについての回答が得られた（表 44、図 45）。多くのユニットでは 9 名が定員とされていた（1194 ユニット、86.5%）。最も定員数の多いユニットは、27 名を定員としていた（2 ユニット、0.1%）。しかしながら、定員が 27 名となっているユニットは、3 ユニットによって構成されている事業所による回答であるため、定員 9 名の 3 ユニットの合計を意味しているということも推測できる。また、同様に定員が 12 名以上で回答されているユニットはいずれも 2 ユニットから構成される事業所によって回答されていることから、2 ユニット合計の定員が回答されたということが推測される。一方、最も定員数の少ないユニットでは、3 名を定員数としていた（1 ユニット、0.1%）。

2. 軽度認知症ケアに対する現状と意見

（1）認知症高齢者に対するサービスの工夫

軽度、中重度を問わず、認知症の周辺症状を緩和したり、進行を穏やかにしたり、生活の自

立を促進したりすることに効果があると感じられるサービス・工夫の有無について回答を求めた。その結果、892事業所から有効回答が得られた。効果を感じられるサービス・工夫があると回答した事業所は、645事業所（72.3%）であった。効果を感じられるサービス・工夫は無いと回答した事業所は、247事業所（27.7%）であった。

（2）軽度認知症高齢者に対するサービスの工夫

とくに軽度の認知症の利用者に対して、周辺症状を緩和したり、認知症の進行を緩やかにしたり、生活の自立を促進したりすることに効果があると感じられるサービスや工夫、また、サービス内容に関する意見の有無について集計を行った。その結果、892事業所から有効回答が得られ、有ると回答した事業所は548事業所（61.4%）、無いと回答した事業所は344事業所（38.6%）であった。

3. 調査日のサービス提供について

ここでは平成18年2月20日から3月3日のうち月～金曜日のいずれか1日を調査日として設定し、調査日当日の事業所の入居者数と入居者の要介護度別人数および認知症高齢者の日常生活自立度について回答を求めた。

（1）調査日の入居者数

調査日の認知症対応型共同生活介護事業所の入居者数について回答を求めたところ、915事業所のうち833事業所から有効な回答が得られた。入居者数が「6～10人」の事業所が約半数を占めた（398事業所、47.8%）。次いで、「16～20人」が多く、316事業所（37.9%）であった。「11～15人」の事業所は50か所

（6.0%）であった。入居者数が少ないものは、17事業所（2.0%）が調査当日の入居者が5人以下であった。また、入居者数が多い事業所では、1事業所（0.1%）が31人以上の入居者であった（表45、図46）。

（2）入居者の要介護度と認知症高齢者の日常生活自立度

1）入居者の要介護度別人数

調査日の要介護度別入居者数について915事業所のうち、有効な回答が得られた事業所数は、要介護1では666事業所、要介護2では841事業所、要介護3では822事業所、要介護4では649事業所、要介護5では274事業所であった。要介護1については、入居者数が1～5人の事業所が最も多かった（634事業所、95.2%）。また、要介護1の者がいない事業所は15か所（2.3%）であった。また、入居者が11～15人の事業所が1か所（0.2%）、15人以上の事業所が1か所（0.2%）であった。要介護2については、入居者が1～5人の事業所が617か所（73.4%）であった。次いで、要介護2の入居者が6～10人である事業所が多かった（198事業所、23.5%）。要介護3については、入居者が1～5人の事業所が最も多く（660事業所、80.3%）、次いで6～10人の事業所が多かった（156事業所、19.0%）。要介護4については、614事業所（94.6%）で入居者が1～5人であった。要介護4の入居者が11人以上である事業所は無かった。要介護5については、利用者数がほとんどの事業所（274事業所、99.9%）で1～5人であった（表46）。

また、それぞれの要介護度別の利用者数の合計を算出した。その結果、要介護1の利用者は3128名、要介護2の利用者は3438名、要介護3の利用者は3005名、要介護4の利用者は

1449名、要介護5の利用者は426名であり、要介護1から要介護3の利用者が多いことが示された。

2) 入居者の認知症自立度

未回答項目のない493事業所を分析対象とし、要介護1かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、全入居者数に占める割合を算出した。要介護1かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、全入居者の「10%以下」である事業所は93か所(18.9%)、「10~20%以下」である事業所は174か所(35.3%)、「20~30%以下」である事業所は65か所(13.2%)、「30~40%以下」である事業所は17か所(3.5%)、「40~50%以下」である事業所は8か所(1.6%)、「50~60%以下」である事業所は2か所(0.4%)、「60~70%以下」である事業所は5か所(1.0%)であった。また、要介護1かつ認知症自立度Ⅰの入居者が全入居者に対して占める割合が「70~100%」の事業所はなかった。一方、要介護1かつ認知症自立度Ⅰの入居者がいない事業所は129か所(26.2%)であった(表47、図47)。要介護1かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、全入居者に占める割合の平均値は、11.5%(SD:11.8)であった。

次に、要介護1かつ認知症自立度Ⅱの入居者について、未回答項目のない639事業所を分析対象とし、要介護1かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、全入居者に占める割合を算出した。要介護1かつ認知症自立度Ⅱの入居者が全入居者の「10%以下」である事業所は76か所(11.9%)、「10~20%以下」である事業所は270か所(42.3%)、「20~30%以下」である事業所は160か所(25.0%)、「30~40%以下」である事業所は68か所(10.6%)、「40~50%以下」である事業所は26か所(4.1%)、「50~60%

以下」である事業所は9か所(1.4%)、「60~70%以下」である事業所は3か所(0.5%)、「70~80%以下」である事業所は1か所(0.2%)、「80~90%以下」である事業所は2か所(0.3%)、「90~100%」である事業所は1か所(0.2%)であった。また、23事業所(3.6%)では、要介護1かつ認知症自立度Ⅱの入居者がいなかった(表48、図48)。要介護1かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、全入居者に占める割合の平均値は、19.8%(SD:16.7)であった。

さらに、軽度認知症高齢者(要介護1であり、認知症自立度ⅠまたはⅡ)の入居者数が、全入居者に占める割合を事業所ごとに算出した。未回答項目のない418事業所について分析を行った結果、軽度認知症高齢者が全入居者の「10%以下」である事業所は13か所(3.1%)、「10~20%以下」である事業所は101か所(24.2%)、「20~30%以下」である事業所は131か所(31.3%)、「30~40%以下」である事業所は88か所(21.2%)、「40~50%以下」である事業所は44か所(10.5%)、「50~60%以下」である事業所は10か所(2.4%)、「60~70%以下」である事業所は8か所(1.9%)、「70~80%」である事業所は6か所(1.4%)、「80%~90%以下」である事業所は1か所(0.2%)、「90~100%」である事業所は4か所(0.9%)であった(表49、図49)。また、12事業所(2.9%)では軽度認知症の入居者がいなかった。軽度認知症の入居者が、全入居者に占める割合の平均値は、29.2%(SD:20.51)であった。

また、要介護1かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者も未回答項目のない366事業所を分析対象とし、要介護1かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、全体の入居者に占める割合を算出した。認知症自立度Ⅲ以上の入居者が全入居者の「10%以下」である事業所は85か所(23.2%)、

「10～20%以下」である事業所は 107 か所 (29.2%)、「20～30%以下」である事業所は 31 か所 (8.5%)、「30～40%以下」である事業所は 7 か所 (1.9%)、「40～50%以下」である事業所は 5 か所 (1.4%)、「50～60%以下」である事業所は 1 か所 (0.3%)、「60～70%以下」である事業所は 1 か所 (0.3%)、「70～80%以下」である事業所は 2 か所 (0.6%) であった。認知症自立度Ⅲ以上の入居者が全入居者の「80～100%以下」である事業所はなかった。一方、認知症自立度Ⅲ以上の入居者がいない事業所は 127 か所 (34.7%) であった (表 50、図 50)。要介護 1 かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、全入居者に占める割合の平均値は、9.2% (SD:11.5) であった。

2) 要介護 1 の入居者数に対する入居者の認知症自立度

要介護 1 かつ認知症自立度Ⅰについて、未回答項目のない 502 事業所を分析対象とし、要介護 1 かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、要介護 1 の入居者に占める割合を算出した。その結果、認知症自立度Ⅰの入居者が要介護 1 の入居者の「10% 以下」である事業所は 4 か所 (0.8%)、「10～20%以下」である事業所は 44 か所 (8.8%)、「20～30%以下」である事業所は 42 か所 (8.4%)、「30～40%以下」である事業所は 72 か所 (14.3%)、「40～50%以下」である事業所は 74 か所 (14.7%)、「50～60%以下」である事業所は 16 か所 (3.2%)、「60～70%以下」である事業所は 25 か所 (5.0%)、「70～80%以下」である事業所は 19 所 (3.8%)、「80～90%以下」である事業所は 2 か所 (0.4%)、「90～100%」である事業所は 77 か所 (15.3%) であった (表 51、図 51)。要介護 1 かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、要介護 1 の入居者に占める

割合の平均値は 40.5% (SD:36.0) であった。

要介護 1 かつ認知症自立度Ⅱについて、未回答項目のない 650 事業所を分析対象とし、要介護 1 の入居者数に対する認知症自立度Ⅱの入居者の割合を算出した。その結果、要介護 1 かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、要介護 1 の入居者に占める割合が「10%以下」である事業所は 1 か所 (0.2%)、「10～20%以下」である事業所は 23 か所 (3.5%)、「20～30%以下」である事業所は 36 か所 (5.5%)、「30～40%以下」である事業所は 73 か所 (11.2%)、「40～50%以下」である事業所は 101 か所 (15.5%)、「50～60%以下」である事業所は 38 か所 (5.9%)、「60～70%以下」である事業所は 57 所 (8.8%)、「70～80%以下」である事業所は 39 か所 (6.0%)、「80～90%以下」である事業所は 24 か所 (3.7%)、「90～100%」である事業所は 239 所 (36.8%) であった (表 52、図 52)。要介護 1 かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、要介護 1 の入居者に占める割合の平均は 70.1% (SD:48.9) であった。

軽度認知症 (認知症自立度ⅠまたはⅡ) の入居者数が、要介護 1 の入居者数に占める割合について、事業所ごとに算出した。未回答項目のない 411 事業所について分析を行った結果、軽度認知症高齢者が全入居者の「10～20%以下」である事業所は 1 か所 (0.2%)、「20～30%以下」である事業所は 5 か所 (1.2%)、「30～40%以下」である事業所は 6 か所 (1.5%)、「40～50%以下」である事業所は 21 か所 (5.1%)、「50～60%以下」である事業所は 15 か所 (3.6%)、「60～70%以下」である事業所は 30 所 (7.3%)、「70～80%以下」である事業所は 46 所 (11.2%)、「80～90%以下」である事業所は 28 所 (6.8%)、「90～100%」である事業所は 251 か所 (61.1%) であった (表 53、図

53)。要介護1の入居者に対して軽度認知症の入居者が占める割合の平均値は90.8% (SD:53.9)であった。

また、要介護1かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者について未回答項目のない367事業所を分析対象とし、要介護1かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、要介護1の入居者数に占める割合を算出した。その結果、要介護1かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、要介護1の入居者の「10%以下」である事業所は2か所(0.5%)、「10~20%以下」である事業所は49か所(13.4%)、「20~30%以下」である事業所は35か所(9.5%)、「30~40%以下」である事業所は52か所(14.2%)、「40~50%以下」である事業所は45か所(12.3%)、「50~60%以下」である事業所は9か所(2.5%)、「60~70%以下」である事業所は13か所(3.5%)、「70~80%以下」である事業所は12か所(3.3%)、「80~90%以下」である事業所は3か所(0.8%)、「90~100%以下」である事業所は23か所(6.3%)であった(表54、図54)。要介護1かつ認知症自立度Ⅲの入居者が、要介護1の入居者に占める割合の平均値は、33.8% (SD:54.4)であった。

3) 要介護2以上の入居者の認知症自立度

要介護2以上かつ認知症自立度Ⅰの入居者について、未回答項目のない445事業所を分析対象とし、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、全入居者に占める割合を算出した。その結果、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅰの入居者が、全入居者の「10%以下」である事業所は71か所(16.0%)、「10~20%以下」である事業所は121か所(27.2%)、「20~30%以下」である事業所は55か所(12.4%)、「30~40%以下」である事業所は16か所

(3.6%)、「40~50%以下」である事業所は6か所(1.3%)、「50~60%以下」である事業所は2か所(0.4%)、「70~80%以下」である事業所は1か所(0.2%)、であった。また、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅰの入居者がいない事業所は173か所(38.9%)であった(表55、図55)。

要介護2以上かつ認知症自立度Ⅱの入居者について、未回答項目のない699事業所を分析対象とし、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、全入居者数に占める割合を算出した。その結果、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅱの入居者が、全入居者の「10%以下」である事業所は50か所(7.2%)、「10~20%以下」である事業所は204か所(29.2%)、「20~30%以下」である事業所は149か所(21.3%)、「30~40%以下」である事業所は120か所(17.2%)、「40~50%以下」である事業所は73か所(10.4%)、「50~60%以下」である事業所は31か所(4.4%)、「60~70%以下」である事業所は26か所(3.7%)、「70~80%以下」である事業所は10か所(1.4%)、「80~90%以下」である事業所は3か所(0.4%)であった。また、33事業所(4.7%)では、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅱの入居者がいなかった(表56、図56)。

要介護2以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者について、未回答項目のない366事業所を分析対象とし、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、全入居者に占める割合を算出した。その結果、要介護2以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者が、全入居者の「10%以下」である事業所は85か所(23.2%)、「10~20%以下」である事業所は107か所(29.2%)、「20~30%以下」である事業所は31か所(8.5%)、「30~40%以下」である事業

所は 7 か所 (1.9%)、「40～50%以下」である事業所は 5 か所 (1.4%)、「50～60%以下」である事業所は 1 か所 (0.3%)、「60～70%以下」である事業所は 1 か所 (0.3%)、「70～80%以下」である事業所は 2 か所 (0.6%) であった。また、要介護 2 以上かつ認知症自立度Ⅲ以上の入居者がいない事業所は 127 か所 (34.7%) であった (表 57、図 57)。

D. 考察

通所介護事業所についての調査結果から、通所介護事業所の多くは社会福祉法人または社会福祉協議会によって運営されている一般型の指定を受けた単独の事業所である。また、福祉施設の建物の一部などを利用して実施されており、訪問介護、居宅介護支援などを併設している。事業の実施は日曜以外の 6 日間、1 日 14～15 名、1 か月あたり 24 日間のべ 300～400 名程度の利用があるということが明らかとなった。実施時間は 9 時から 16 時前後の 6 時間半程度である。利用者は市区町村全域にわたり、1 事業所の登録者数は約 70 名でその中で、軽度認知症高齢者 (要介護認定で要支援・要介護 1 に該当し、認知症高齢者の日常生活自立度判定基準において I または II に相当) は 4 分の 1 程度を占めるとということが明らかとなった。

認知症対応型共同生活介護事業所については、事業所の開設を目的として新築した事業所が多く、他の事業所を併設しない単独の事業所と、通所介護事業所との併設や施設の一部を利用した事業所の割合も高い。立地場所としては住宅地や商店街の中という地域で、1～2 ユニットで構成される事業所が多い。入居者には要介護 1 に該当し認知症高齢者の日常生活自立度 I または II 程度である軽度認知症高齢者の

割合が高く、各事業所において現在行なわれている軽度認知症高齢者に対して行なわれているサービス内容や工夫している点などを詳細に分析することによって、本研究の最終的な目的である軽度認知症高齢者の介護予防のための適切なサービスモデル開発のための資料とすることができるのではないかとということが明らかとなった。

通所介護事業所の分析結果

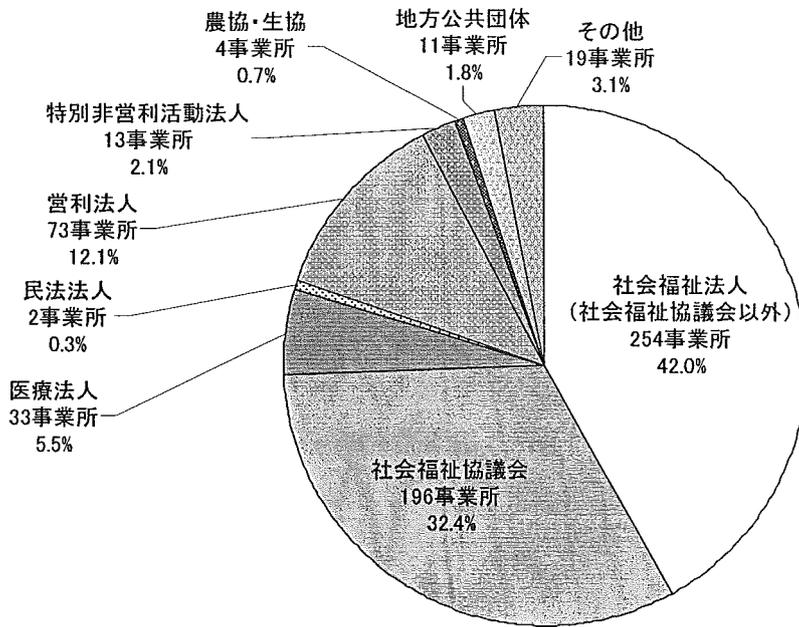


図1 事業所の法人形態

(N = 605事業所)